

家財類保管規定

茨城倉庫株式会社
水戸市木葉下町 292-22

家財類(レジャー用品・書籍類・家庭電化製品・衣類を含む)について次の通り規定するものとする。

1. 保管品目
一般家財類(上記のものを含む。)
【対象外品目】
 - ・危険品、爆発のおそれがあるもの(灯油、ガソリン等)・腐敗のおそれがあるもの
 - ・動植物・毛皮類・書画、骨董品、陶磁器などの美術工芸品類・異臭を放つもの
 - ・貴金属、装身具などの貴重品類・他の物品を汚すおそれがあるもの
2. 免責事項
保管物品の性質、欠陥、若しくは自然の消耗、劣化、又は寄託者の荷造り不完全により生じた損害、および虫害についての賠償責任は負いません。その他、トラックルーム約款による。
3. 休業日
土曜、日曜、祝祭日及び年末年始、夏期休日等、当社指定休業日
4. 営業時間
午前 9:00～午後 5:00 迄
5. 保管条件
 - ・梱包されていること・当社の規定する保管品目であること
 - ・当社の規定する保管コンテナ、パレット単位とする
6. 料金
 - ・保管料は、日割計算により算出します。尚、入庫日、出庫日(返還日)の保管料も含みます。
 - ・当社手配により車・作業員をご利用いただいた場合の料金(運賃・作業員料)につきましては、当日現金払いとさせていただきます。
 - ・保管料のお支払いにつきましては、当社指定銀行宛、振込をお願いいたします。
 - ・当社休業日(上記)に作業を行う場合は、別途休日作業料をいただきます。
7. 保険の付保
当社は寄託価額に相応する火災保険に付します。但し、コンテナ一基につき保険金額 200 万円迄の保険料は当社負担、これを超える保険申込については、お客様のご負担となります。
8. 寄託手続
 - ・寄託申込書の提出・印鑑登録・寄託物の受け渡し確認・預り書の受取り
 - ・運賃・作業員料がある場合にはその支払い
9. 保管中の手続
 - ・毎月の保管料の支払い・寄託物の一部返還及び確認(預り証、登録印鑑の提示、また寄託物の一部返還時には、事前に当社までご連絡をお願いいたします。)
10. 寄託物の返還
 - ・預り証、登録印鑑の提示・保管料その他料金の精算及び確認・寄託物の確認、受取

以上